

漁業法第31条に基づく「くろまぐろ（小型魚）」の漁獲量等の公表について

漁業法（昭和24年法律第267号）第31条に基づき、本県の知事管理区分における漁獲量等を公表します。

令和8年5月15日

富山県知事 新田 八朗



- 1 特定水産資源の種類
くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚
- 2 管理期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 3 対象となる知事管理区分及び期間
その他漁業協同組合（定置漁業）
令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 4 当該知事管理区分の知事管理漁獲可能量に対する漁獲量の総量の割合
86 パーセント（A/B）
漁獲量 1.14 トン（A）
知事管理漁獲可能量 1.32 トン（B）